

一 争議發生ノ場所

東京市京橋區南飯田町十三番地 三井物産株式会社石炭部

二 事業主側

名称 三井物産株式会社石炭部

代表者 社長 三井守之助

石炭部主任 江尻常三郎

資本金 公称一億圓(金額拂込)

事業 貨物運輸業

企業系統 三井系

併合労働者 男二二二名

三 労働者側

争議参加労働者 船夫男一二一名

加盟労働組合 總同盟運輸労働組合

争議参加者中組合加盟者 男一二一名

争議發生ノ時 昭和五年一月十八日

四 争議發生原因

会社ハ財界不況ノ結果同業者ノ競争激甚ナル爲メ現在又給ソツ、マル辯賃率ヲ以テ船夫ニ支給スルコト不可能ナリトテ昨年十二月二十日全部船差藤代初五郎外一名ヲ会社ニ招致シ現在辯賃率ヨリ約五分方ノ差額値下ヲスルコト、シ昭和五年一月十六日ヨリ之ヲ實施スヘシ申渡シタルニ由ル

六 要求事項 別記七項

七 交渉状況